

令和7年10月から開始!

前橋市



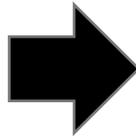
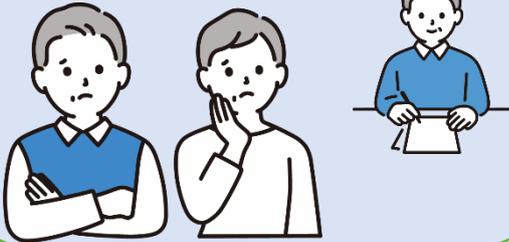
高額療養費の申請手続 を簡素化します



手続をもっと楽に!!

いままで

手続に毎回市役所へ行かないといけない…



これから

1回手続すれば、後は自動でお振込!

翌月からは振込先の口座を確認するだけ!



高額療養費が発生した場合世帯主へお知らせが届きます

手続方法

高額療養費のハガキを持って窓口または郵送にてお手続きください。

手続場所

前橋市役所・大胡・宮城・粕川・富士見・城南支所で受付できます。

自動振込が停止されることがあります

次のような場合振込が停止されます。

- (1) 世帯主が変更になった
- (2) 国民健康保険税の滞納がある
- (3) 指定の金融機関へ振込ができなくなった場合など

停止された場合は、再度ご案内が届きます。その際は申出書の再提出または、従来どおりのお手続きが必要になりますのでご注意ください。

別途、市に届出が必要な場合があります。詳細は裏面をご確認ください。

！ 簡素化に当たっての注意事項 ！

- 簡素化の申出以降は、「高額療養費支給申請通知」は送付されません。支給金額や振込日は「支給決定通知書」をご確認ください。
- 世帯主の変更等により、振込先口座を変更する場合は再度申出書の提出が必要になります。
- 一部負担金（医療機関での窓口負担額）の支払いについて未払いがある場合は国民健康保険課へご連絡ください。
- 審査や所得区分の変更により、高額療養費が過払いになった場合、返還請求または、以後発生した高額療養費にて支給額を調整する場合があります。
- 後期高齢者医療保険制度へ移行した場合（主に75歳になられた方）、手続は引き継がれません。別途、群馬県後期高齢者医療広域連合から郵送される申請書により手続をしてください。

以下の方は市に届出が必要です。

- ・交通事故等の第三者行為により負傷した場合
- ・勤務中など労災となる負傷した場合
- ・振込先の変更や停止を希望する場合
- ・世帯主の変更や記号・番号が変更になった場合

以下の方は従来通り月ごとの申請が必要です。

- ・一部負担金の未払いが判明した場合
- ・国民健康保険税に滞納がある場合



←高額療養費の手続について詳しくはホームページをご覧ください。

▶キーワード検索

前橋市 高額療養費 簡素化

